

# TTVテレビ・プッシュ契約約款

## 目次

### 第1章 総則

第1条(約款の適用)

第2条(約款の変更)

第3条(用語の定義)

第4条(本サービスの内容)

第5条(提供区域)

### 第2章 契約

第6条(利用契約の単位と有効期間)

第7条(利用契約の申込)

第8条(契約申込の承諾)

第9条(利用契約の成立と利用開始日)

第10条(課金開始日)

第11条(契約内容の変更)

第12条(名義変更)

第13条(譲渡等の禁止)

第14条(契約者が行う初期契約解除)

第15条(契約者が行う契約の解除)

第16条(TTVが行う契約の解除)

### 第3章 サービス提供

第17条(サービス提供の休止)

第18条(サービス提供の停止)

第19条(サービス提供の制限)

第20条(サービスの変更又廃止)

第21条(一時停止及び再開)

第22条(機器)

第23条(施設の故障)

### 第4章 料金等

第24条(料金等及び支払方法)

第25条(延滞利息)

第26条(割増金)

第27条(契約者の支払義務)

第28条(利用の条件)

### 第5章 雑則

第29条(通信の秘密)

第30条(機密保持)

第31条(禁止事項)

第 32 条(情報の削除等)  
第 33 条(著作権等)  
第 34 条(契約者の義務)  
第 35 条(契約者個人情報の取り扱い)  
第 36 条(契約者個人情報の利用目的等)  
第 37 条(契約者個人情報の共同利用)  
第 38 条(契約者個人情報の取り扱いの委託)  
第 39 条(安全管理措置)  
第 40 条(本人による開示の求め)  
第 41 条(本人による利用停止等の求め)  
第 42 条(本人確認と代理人による求め)  
第 43 条(本人の求めに係る手数料)  
第 44 条(苦情処理)  
第 45 条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)  
第 46 条(保存期間)  
第 47 条(契約者個人情報の漏洩等があった場合の措置)  
第 48 条(損害賠償の免責及び特約事項)  
第 49 条(反社会的勢力の排除)  
第 50 条(関連法令の遵守)  
第 51 条(国内法への準拠)  
第 52 条(定めなき事項)  
附則

## TTVテレビ・プッシュ契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

株式会社多摩テレビ(以下「TTV」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。)及びその他の法令に従うとともに、TTVの定めるTTVテレビ・プッシュ契約約款(以下「本約款」といいます。)に基づき、TTVテレビ・プッシュ(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

#### 第2条(約款の変更)

TTVは、次条(用語の定義)に定める契約者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。

- 2 本約款を変更する場合、TTVは可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける契約者に対し、TTVの定める方法により告知するものとします。

#### 第3条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	TTVと利用契約を締結している個人又は法人
利用契約	TTVから本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテンツ保有事業者	TTVと提携し、本サービスを提供するためサーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電气的設備
TTVやサーバコンテンツ保有事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
IPボックス	本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介しテレビに接続する専用受信端末(専用リモコン・電源ケーブルを含みます。)
機器	本サービスの利用にあたって使用するIPボックス及び付属品の総称
サーバ	IPボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
ソフトウェア	TTV及びサーバコンテンツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため又は各種情報を表示するためIPボックスに搭載されたシステム
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
画像データ等	TTV及び契約者等より送られた写真、画像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条(本サービスの内容)

本サービスは、インターネットに接続されたIPボックスを介して次のサービスを提供します。

- (1) 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
  - (2) 降雨情報等の生活情報の取得
  - (3) 画像データ等の投稿・閲覧
- 2 TTVは、前項に定める本サービスの内容を変更することがあります。この場合、ホームページ上での掲載等、TTVの定める方法により告知するものとします。
  - 3 契約者は、転居に伴う機器の設置場所の変更により、本サービスの内容が異なる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

#### 第5条(提供区域)

本サービスの提供区域は、TTVが定めるところによります。提供区域の詳細は、ホームページ等に別途掲載するものとします。

### 第2章 契約

#### 第6条(利用契約の単位と有効期間)

利用契約の締結は、1世帯又は1法人ごとに行うものとします。

- 2 利用契約の有効期間は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第2項に定める契約成立日から1年間とします。但し、契約期間満了の1ヶ月前までにTTV、契約者いずれからもTTV所定の書面により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって契約を更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第7条(利用契約の申込)

申込者は、本約款に同意のうえ、必要事項を記載したTTV所定の書面をTTVに提出するものとします。

- 2 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
- 3 申込者である個人が成年後見制度に基づく被保佐人又は被補助人の場合は、それぞれ保佐人又は補助人の同意を必要とします。
- 4 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地をTTVに通知するものとします。

#### 第8条(契約申込の承諾)

TTVは、契約の申込があったときは、受け付けた順に従って承諾します。但し、TTVは、TTVの業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、TTVは、申込を行った者に対してその理由を付して通知します。

- 2 TTVは、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 TTVは、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが、運用上又は技術上著しく困難なとき
  - (2) 申込者が本サービスの料金その他の債務(この約款に定める料金及び料金以外の債務をいいます。

- 以下同じ。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (3) 申込者が約款に違反するおそれがあると認められたとき
  - (4) 申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていないとき
  - (5) その他 TTV の業務の遂行上著しい支障があるとき

#### 第9条(利用契約の成立と利用開始日)

利用契約は、本サービスの申込に対してTTVがこれを承諾したときに成立するものとします。

- 2 前項に規定する申込をTTVが承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
- 3 利用契約成立後、機器の設置が完了した日を本サービスの利用開始日とします。

#### 第10条(課金開始日)

利用開始日の属する月の翌月1日を課金開始日とし、料金表に定める利用料をTTVの定める方法により契約者に請求します。

#### 第11条(契約内容の変更)

契約者は、サービス品目及び機器等の変更又は追加を請求することができます。この場合、契約者はTTV所定の書面により原則1ヶ月前までにTTVに届け出るものとします。

- 2 契約者は、複数のサービス品目及び機器を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、契約者は原則変更希望日の1ヶ月前までにTTV所定の書面によりTTVに届け出るものとします。但し、手続きの都合により希望日に沿えない場合があります。
- 3 前二項における契約変更日については、第9条(利用契約の成立と利用開始日)を準用するものとします。
- 4 第1項及び第2項における変更の承諾については、第8条(契約申込の承諾)を準用するものとします。
- 5 契約者は、TTVに届け出た住所若しくは居所、電話番号、料金支払方法等に変更があるときは、速やかにTTVに届け出るものとします。
- 6 契約者が、前項に規定する届出を怠ったときは、TTVが契約に関し契約者の従前の住所若しくは居所、電話番号宛てに発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。

#### 第12条(名義変更)

加入申込者は、次の場合に限りTTVが承諾すれば既存の契約者の名義を変更することにより加入契約に代えることができるものとします。

- (1) 相続又は法人の合併の場合
  - (2) 加入申込者が、既存の契約者の加入契約に定める機器の設置場所において本サービスの提供を継承しようとする場合
- 2 前項の規定により名義変更しようとするときは、加入申込者はTTV所定の書面によりその旨を申し出るものとします。

#### 第13条(権利譲渡等の禁止)

契約者は、前条による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等を行うことはできないものとします。

#### 第 14 条 (契約者が行う初期契約解除)

契約者は、申込完了後にTTVが交付する契約内容書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約解除を行うことができます(以下「初期契約解除」といいます。)

- 2 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 3 初期契約解除の場合、TTVは契約者に対して損害賠償、契約解除料等を請求しないものとします。但し、TTV は契約者に対して、あらかじめ料金表に定める額を上限として事務手数料を請求できるものとします。

#### 第 15 条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをTTV所定の様式により通知していただきます。なお、契約解除日は、TTVが契約者からの通知を受領した日の属する月の末日とします。

- 2 契約を解除する場合、契約者は第 24 条 (料金等及び支払方法) の規定による料金などを支払います。
- 3 契約を解除する場合、事務手数料の払い戻しはいたしません。

#### 第 16 条 (TTVが行う契約の解除)

TTVは、次の場合には、前項の規定にかかわらず、契約を解除することがあります。

- (1) 第 18 条 (サービス提供の停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
  - (2) 第 18 条 (サービス提供の停止) の規定のいずれかに該当する場合において、その事実が TTV の業務の遂行上特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
  - (3) 第 31 条 (禁止事項)、第 33 条 (著作権等)、第 34 条 (契約者の義務) の規定に違反したとき
  - (4) TTV が本サービスの提供が困難と判断した場合
- 2 TTVは、前項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第3章 サービス提供

#### 第 17 条 (サービス提供の休止)

TTVは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を休止することがあります。

- (1) TTVの施設の保守上又は工事上やむを得ない場合
  - (2) TTVの施設に障害が生じた場合
  - (3) 天災地変が生じた場合
  - (4) TTV以外の特定事業者がサービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能となった場合
  - (5) その他の事由により、本サービスの提供が困難であるとTTVが判断した場合
- 2 TTVは、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 18 条(サービス提供の停止)

TTVは、契約者が次の各号いずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第 27 条(契約者の支払義務)に規定する本サービスの料金等、その他TTVに対する債務の履行を怠った場合、又は怠るおそれがある場合
- (2) 契約の申込にあたって、TTV所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
- (3) その他、本約款に違反する等、TTVが本サービスの提供を不相当と判断した場合

- 2 TTVは、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対し、その理由及び停止期間を通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 19 条(サービス提供の制限)

TTV は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限する場合があります。

- (1) 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、TTVやサーバコンテンツ保有事業者が通信設備の一部又は全部に通信で接続することができなくなったとき
- (2) 契約者が、TTVやサーバコンテンツ保有事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき

- 2 TTVは、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由及び制限期間を、ホームページ上での掲載等、TTVの定める方法により告知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 TTVは、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由及び制限期間を、TTVの定める方法により告知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 第1項から第3項において、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 5 第1項第1号の規定により、TTVが本サービスの提供を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合、TTVは、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は休止する場合があります。

#### 第 20 条(サービスの変更又廃止)

TTVは、TTVが必要と判断した場合、相当と判断する期間をもって契約者に対し事前に通知又は公表したうえで、本サービスの内容の全部又は一部について変更又は廃止することができるものとします。

- 2 前項にかかわらず、本サービスの内容を緊急に変更又は廃止する必要があると判断した場合、事前の通知又は公表なしに本サービスの内容を変更又は廃止することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 前2項の規定により本サービスを廃止する場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日とします。

#### 第 21 条(契約者が行う本サービス利用の一時停止及び再開)

契約者は、本サービス利用の一時停止又はその再開を希望する場合は、直ちにその旨をTTV所定の書

面により申し出るものとします。この場合、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第24条(料金等及び支払方法)の規定にかかわらず無料とします。

- 2 一時停止期間は1ヶ月単位とし、1年を限度とします。
- 3 一時停止期間中は、原則として貸与された機器をTTVに返却するものとします。

## 第22条(機器)

契約者は、別に定める料金等を支払うことでTTVより機器の貸与を受けることができます。

- 2 前項によりTTVよりIPボックスの貸与を受けた契約者は、機器を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。また、本サービスを維持するために必要な設備環境についても契約者の責任において管理するものとします。
- 3 機器の設置場所は、TTVが本サービスの提供が可能と判断する範囲内において契約者が指定するものとします。設置工事はTTVが行うものとし、契約者は料金表の定めにより設置工事に要する費用を負担するものとします。
- 4 契約者は、TTVから貸与を受けた機器を解約又は契約解除時にTTVに返却するものとします。  
返却にあたりTTVが撤去工事を行う場合は、契約者は料金表に定める撤去費用を負担するものとします。
- 5 第1項によりTTVより貸与を受けた機器について故障が生じた場合、契約者は直ちにその旨をTTVに通知するものとし、TTVは無償にてその修理、交換、その他必要な処置を講ずるものとします。なお、TTVが認める場合を除き、契約者は機器の交換を請求できません。
- 6 前項の規定にかかわらず、契約者が本来の用法に従って使用しなかったことや不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠ったことによる故障の場合は、この限りではありません。
- 7 第1項によりTTVより機器の貸与を受けた契約者が、故意又は過失により機器を破損した場合又は紛失した場合又は解約日から起算して1ヶ月を経過しても返却しない場合、TTVが料金表に定める損害金を支払うものとします。
- 8 契約者は、TTVが必要に応じて行うIPボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 9 契約者は、TTVが一日一回TTV指定の時間に行うIPボックスの再起動の実施に同意するものとします。
- 10 契約者は、第8項におけるIPボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項のIPボックス再起動時には、本サービスの提供が一時停止することにあらかじめ同意するものとします。
- 11 TTVは、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、TTVが貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 12 契約者は、TTV所定の手続きにより機器の移設を請求することができます。移設にあたりTTVが移設工事を行う場合は、契約者は料金表に定める移設費用を負担するものとします。
- 13 前項の規定にかかわらず、当該変更により本サービスの提供が困難となるおそれがあるとTTVが判断した場合等、TTVは前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、TTVは当該契約者に対し、TTV所定の方法によりその旨を通知します。
- 14 契約者が本条の規定に違反した場合、TTVは本サービスの提供を停止することがあります。

## 第23条(施設の故障)

契約者は、本サービスに異常が生じた場合、機器又は契約者端末設備に異常がないことを確認のうえ、T



TVに通知するものとします。この場合、TTV又はTTVの指定する業者は、速やかにTTV施設及び契約者施設を調査し、適切な措置を講じます。但し、機器又は契約者端末設備に起因する異常については、この限りではありません。

- 2 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責めに帰す事由であった場合、又はTTVの電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査又は修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

#### 第4章 料金等

##### 第 24 条(料金等及び支払方法)

TTVが提供する本サービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

- 2 契約者は、1項に定める料金等を、TTV指定の方法で支払期日までに支払うものとします。また、支払いに必要な手数料その他の費用は、すべて契約者が負担するものとします。

##### 第 25 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息としてTTVが別に定める方法により支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

##### 第 26 条(割増金)

契約者は、料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた金額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)を2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、TTVが指定する方法により支払うものとします。

##### 第 27 条(契約者の支払義務)

契約者は、本契約内容に応じ、第 24 条(料金等及び支払方法)で規定する料金等をTTVに支払う義務を負うものとします。なお、第 11 条(契約内容の変更)、第 12 条(名義変更)の規定により契約内容が変更されたときは、契約者は変更後の契約内容に応じ、第 24 条(料金等及び支払方法)で規定する料金等をTTVに支払う義務を負うものとします。

- 2 料金等のうち、月額利用料金の支払義務は、第 10 条(課金開始日)に定める課金開始日の属する月から発生するものとします。
- 3 料金等のうち、事務手数料の支払義務は、第 10 条(課金開始日)に定める課金開始日の属する月に発生するものとします。
- 4 第 11 条(契約内容の変更)、第 12 条(名義変更)の規定により契約内容が変更されたときは、変更後の料金等の支払義務は、変更後の本サービス利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
- 5 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第 22 条(機器)に規定する設置工事、移設あるいは撤去工事が完了した日の属する月の翌月に発生するものとします。
- 6 第 17 条(サービス提供の休止)の規定により本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。但し、TTVの責に帰すべき事由

により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、そのことをTTVが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、TTVが認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金について、対象となる契約者に対し支払義務を免ずるものとします。支払義務を免ずるものとした利用料等が既に支払われているときは、その利用料等を返還します。

- 7 第18条(サービス提供の停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。
- 8 第19条(サービス提供の制限)の規定により本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。

## 第28条(利用の条件)

契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、テレビ、IPボックス接続用入力端子(以下「設備環境」といいます。)を準備するものとします。

- 2 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。なお、契約者はインターネット回線のメンテナンス、障害、停電、電気通信の不具合等により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があること、また、インターネット回線が、設備環境における周辺の天候、契約上のデータ使用量制限、機器の移設及び電源設定等により、サービスが正常に利用できなくなる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

## 第5章 雑則

### 第29条(通信の秘密)

TTVは、電気通信事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

- 2 TTVは、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 TTVは、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

### 第30条(機密保持)

契約者及びTTVは、本サービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

- 2 TTVは、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 TTVは、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず機密情報の照会に応じることができるものとします。
- 4 TTVは、第1項の規定にかかわらず、TTVと秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、TTVが業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

## 第31条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

### (1) 機器及び施設の改変行為

- ① 機器を譲渡、質入れする行為、TTVから貸与した機器を転貸する行為。又はそのおそれのある行為。
- ② 機器又はTTV施設を変更、分解、改変又は付加物等を取り付ける、又はそのおそれのある行為。但し、天災地変又はその他の非常事態に対して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、若しくはTTVが業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③ 不正な手段を用いてTTVが本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

### (2) TTVの承諾のないサービスの利用行為

- ① 本サービスを利用して営利目的の活動をする、又はしようとする行為
- ② ID、パスワード及び契約者回線番号等を不正使用する行為
- ③ 本サービスを第三者が利用できる状態にする、又はそのおそれのある行為

### (3) ソフトウェア、コンテンツ及びデータの不正使用

- ① ソフトウェア及びコンテンツを改変し、又はリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、又はそのおそれのある行為
- ② ソフトウェア及びコンテンツの全部又は一部を複製、翻案、翻訳若しくは編集その他の変更を加える行為、又はそのおそれのある行為
- ③ ソフトウェア及びコンテンツの全部又は一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、又はそのおそれのある行為
- ④ ウイルス等の有害なコンピュータプログラムなどを送信、掲載する、又はそのおそれのある行為
- ⑤ TTVの設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、又はそのおそれのある行為

### (4) 違法・有害情報に関する行為

- ① TTV若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ② TTV及び第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ TTV及び第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、TTV及び第三者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為

- ⑦販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑩TTVの設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑬無断でTTV及び第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上TTV及び第三者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭第三者の設備等又は本サービスに用いる設備等の利用、若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
- ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒その他、公序良俗に違反し、又はTTV及び第三者の権利を侵害するとTTVが判断した行為
- (5)その他
  - ①その他、本サービスの運営を妨げるなどTTVが不相当と判断する行為
  - ②その他、法令に違反し、又はそのおそれのある行為

## 第32条(情報の削除等)

TTVは、契約者による本サービスの利用が前条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者からTTVに対しクレーム、請求等がなされ、かつTTVが必要と認めた場合、又はその理由で本サービスの運営上不相当とTTVが判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるよう要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置きます

- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 3 第1項第1号から第3号の要求を受けた契約者が、TTVの指定する期間内に当該要求に応じない場合、TTVは、本サービスの提供を停止する場合があります。

### 第33条(著作権等)

本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、TTV及び関係する権利保有者に帰属するものとします。契約者は、本サービスのコンテンツをTTVに無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできないものとします。

- 2 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

### 第34条(契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 契約者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 契約者は、本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロード及びインストールすること

- 2 契約者が本条の規定に違反した場合、TTVは本サービスの提供を停止することがあります。

### 第35条(契約者個人情報の取り扱い)

TTVが保有する契約者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。)に基づくほか、TTVが別に定める個人情報の保護に関する基本方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)及び本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 TTVのプライバシーポリシーには、TTVが保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)がTTVに対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを公表します。
- 3 TTVは、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 第36条(契約者個人情報の利用目的等)

TTVは、本サービスを提供するために、次に掲げる目的で契約者個人情報を取り扱います。

- (1) 本サービス契約の締結
- (2) 本サービス料金の請求
- (3) 本サービスに関する情報の提供
- (4) 本サービスの向上を目的とした利用状況調査

- (5) 機器の設置及びアフターサービス
- (6) 本サービスの状況等に関する各種統計処理
- (7) TTVの他サービスに関する情報の提供

- 2 TTVは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて契約者個人情報を取り扱うことはありません。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力することが必要な場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 TTV は、本人から、TTVが保有する契約者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号に該当する場合にはこの限りではなく、利用目的を通知しないときに、その旨を本人に対して通知します。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) TTVの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力することが必要な場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第 37 条(契約者個人情報の共同利用)

TTVは、前条第1項に定める目的で取り扱う契約者個人情報のうちプライバシーポリシーで定めるものを、その目的を達するために、TTVの代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、TTVの代理人と共同して利用します。

- 2 TTVは、第8条(契約申込の承諾)の規定に基づいて契約申込を承諾しなかった場合又は第 16 条(TTVが行う契約の解除)の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該契約者を特定するために必要な最低限の契約者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者及びTTVの代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第8条(契約申込の承諾)又は第 16 条(TTVが行う契約の解除)の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する契約者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においてはTTV及び TTVの代理人 が、前項の場合においては、TTV、TTVの代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称はプライバシーポリシーに定めます。

#### 第 38 条(契約者個人情報の取り扱いの委託)

TTVは、契約者個人情報の取り扱いの全部又は一部を次に掲げる目的で委託することがあります。

- (1) 各種サービスご案内のダイレクトメール
  - (2) 各種サービスご案内書類のポスティング
  - (3) サービスご案内等各種テレマーケティング
  - (4) 機器の設置その他の設備点検等の実施
- 2 前項の委託をする場合は、契約者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
  - 3 TTV は、第1項の委託先との間で、契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の契約者個人情報の安全管理(以下「契約者個人情報の安全管理」といいます。)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
  - 4 前項の契約には、第1項の委託先が契約者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

#### 第 39 条(安全管理措置)

TTV は、契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の契約者個人情報の安全管理のため、契約者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理等に関し指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

#### 第 40 条(本人による開示の求め)

本人は、TTV 又は TTV の代理人に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、TTV が保有する本人に係る契約者個人情報の開示の求めを行うことができます。

- 2 TTV 及び TTV の代理人は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。)当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) TTV 又は TTV の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 TTV は、前項の規定に基づき契約者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

#### 第 41 条(本人による利用停止等の求め)

本人は、TTV が保有する自己の契約者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、TTV 又は TTV の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- (1) TTV が保有する契約者個人情報の訂正、追加又は削除
  - (2) 契約者個人情報の利用の停止
- 2 TTV は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
  - 3 TTV 又は TTV の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由

を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

#### 第 42 条(本人確認と代理人による求め)

第 36 条(契約者個人情報の利用目的等)第3項、第 40 条(本人による開示の求め)第1項又は前条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。

- 2 本人は、第 36 条(契約者個人情報の利用目的等)第3項、第 40 条(本人による開示の求め)第1項又は前条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第 43 条(本人の求めに係る手数料)

TTV は、第 36 条(契約者個人情報の利用目的等)第3項、第 40 条(本人による開示の求め)第1項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。

- 2 前項の手料金は、TTV から本人(契約者に限る)に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて請求します。
- 3 契約者以外の本人に係る手数料は、プライバシーポリシーに定める手続により請求します。

#### 第 44 条(苦情処理)

TTV は、契約者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2 前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに定めます。

#### 第 45 条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

TTV は、第 36 条(契約者個人情報の利用目的等)第3項、第 40 条(本人による開示の求め)第1項又は第 41 条(本人による利用停止等の求め)第1項の求め、前条の苦情、その他契約者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、プライバシーポリシーに定める窓口において受け付けます。

#### 第 46 条(保存期間)

TTV 及び TTV の代理人は、解約した契約者個人情報の保存期間を2年と定め、これを超えた契約者個人情報については遅滞なく消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならない場合又は各種サービス料金その他の債務の支払を怠り、TTV に対して損害を与える場合は、この限りではありません。

#### 第 47 条(契約者個人情報の漏洩等があった場合の措置)

TTV は、TTV が取り扱う契約者個人情報の漏洩があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2 TTV は、TTV が取り扱う契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止策につき公表します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第 40 条(本人による開示の求め)第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。



#### 第 48 条 (損害賠償の免責及び特約事項)

- TTVが、第 17 条(サービス提供の休止)、第 18 条(サービス提供の停止)、第 19 条(サービス提供の制限)、第 20 条(サービスの変更又廃止)の規定により、本サービスの提供を休止、停止、制限、変更又は廃止したことによって、契約者が損害を被った場合、TTVやサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
- 2 契約者が第 22 条(機器)第2項及び第 34 条(契約者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、テレビ・プッシュ基本サービスが停止されたことによって契約者が損害を被った場合、TTVやサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
  - 3 契約者が、第 22 条(機器)第2項、第 30 条(機密保持)第1項、第 31 条(禁止事項)、第 33 条(著作権等)及び第 34 条(契約者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、TTVやサーバコンテンツ保有事業者に損害を与えた場合には、TTVは、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
  - 4 TTVは、本サービスの運用・管理のために、第 35 条(契約者個人情報の取り扱い)の規定を遵守した上で、加入者の使用するIPボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
  - 5 TTVは、次の各号に定める目的の範囲内で、契約者の本サービスの配信情報の視聴状態、IPボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、TTVは当該契約者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
    - (1) 本サービスの運用・管理
    - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
    - (3) 本サービスにおける提供情報の選定等
    - (4) 本サービスの利便性の向上
    - (5) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
  - 6 TTVは前項の目的についての分析・調査及び助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。但し、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
  - 7 TTV及びサーバコンテンツ保有事業者は、TTV及びサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管する契約者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して契約者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
  - 8 TTVは契約者に対し、TTVが認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
  - 9 TTVは契約者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、TTVは、TTV又は第三者の提供する商品又はサービスに関する広告等の各種情報を、契約者に対して配信することができるものとします。なお、TTVは契約者に対して、当該各種情報の内容及びその内容に基づく一切の取引及び行為について何等の責任及び義務も負いません。
  - 10 契約者は、天災地変又はその他の非常事態の際に第 22 条(機器)第5項に規定する措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
  - 11 契約者は、設備環境により、本サービスの一部又は全部の機能に制限が発生することにあらかじめ同意するものとします。
  - 12 TTV及びサーバコンテンツ保有事業者は、本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最

新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して契約者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

- 13 契約者は、第 22 条(機器)第3項の規定により、機器等設置時にTTV又はTTVの指定する業者が契約者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに同意するものとします。

#### 第 49 条(反社会的勢力の排除)

利用契約後、契約者が「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力」のいずれかに該当することが判明した場合、TTVはなんら催告することなく利用契約を解除することができ、これによる契約者の損害を賠償する責を負いません。

#### 第 50 条(関連法令の遵守)

TTVは、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### 第 51 条(国内法への準拠)

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、利用契約について生じた一切の紛争等については、TTVの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。

#### 第 52 条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、TTVと契約者の協議によってこれを解決するものとします。

附則

- (1) TTVは、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 本約款は、2024年9月24日から実施します。

〈料金表〉

本サービスに関する料金等の適用については、この料金表の規定によります。

1 サービス名称

TTV テレビ・プッシュ

2 初期費用

事務手数料	3,300円(税抜3,000円) /台
-------	---------------------

3 月額利用料

項目	月額利用料	利用条件等詳細
TTVテレビ・プッシュ 基本サービス	880円/台 (税抜800円)	多摩テレビインターネットサービス未契約者 (他社インターネット回線利用)
	770円/台 (税抜700円)	多摩テレビインターネットサービス契約者
オプションサービス	330円/台 (税抜300円)	グループお知らせ機能 (自治会・マンション管理組合様向け)

4 工事費用

設置工事費	5,500円(税抜5,000円) /台
撤去工事費	3,300円(税抜3,000円) /台
その他出張作業費	3,300円(税抜3,000円)～

5 損害金

IPボックス	15,400円(不課税) /台
--------	-----------------